

投票所に行くことが難しい方は

【不在者投票】

入院・出張・出産等の理由により市外に一時的に滞在しているなど、投票所まで出かけることが難しい場合、次の方法により不在者投票ができます。

【注意点】投票用紙等の請求・交付など、手続きは郵送により行うため日数を要します。
手続きはお早めをお願いします。

○出張・出産等で市外に滞在している場合

選挙管理委員会から投票用紙の交付を受けることにより、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。
投票用紙の請求書はご連絡により郵送するほか、会津若松市ホームページからダウンロードできます。
※マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した不在者投票宣誓書兼請求書の電子申請については、右の二次元バーコードからご確認ください。



○病院、老人ホーム等に入所している場合

次の指定施設に入院（入所）している人で投票所に行けない人は、施設内で投票できますので、その施設まで申し出てください。市外の病院等に入院（入所）している場合は、直接施設にお尋ねください。

種 別	施 設 名
病 院	穴澤病院、竹田綜合病院、芦ノ牧温泉病院、会津中央病院、つるが松窪病院、会津西病院、会津医療センター附属病院
介護老人保健施設	ライフケア鶴賀、エミネンス芦ノ牧、美野里、悠悠、ライフサポート寧寧、さくら、 天生
特別養護老人ホーム	会津みどりホーム、芦ノ牧ホーム、枝雪零苑、絆、会津敬愛苑、天生
有 料 老 人 ホ ム	プラセール日新、ツクイ・サンシャイン会津若松、健康倶楽部館ファンコート南
そ の 他	会津長寿園、ハーモニーあいづ、障がい者支援施設アガッセ

【郵便投票】

○下表に該当する障がい等の程度に当てはまり投票所に行くことができない場合

下表いずれかの「確認する書類」をお持ちで「障がい等の程度」に当てはまり、自書できる人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請及び投票用紙等の請求をすることにより、自宅での投票が可能です。
今回選挙の受付は、10月21日(水)までとなりますので、お早めに選挙管理委員会にお申し出ください。

障がい等の程度 確認する書類	両下肢、 体 幹	移動機能	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	免 疫	肝 臓	注 意 点
身 体 障 害 者 手 帳	1 級または 2 級	1 級または 2 級	1 級または 3 級	1 級～3 級	1 級～3 級	障がい重複して有する場 合は、いずれか1つの障が いで、左の障がいの程度に 該当する必要があります。
戦 傷 病 者 手 帳	特別項症～ 第2項症		特別項症～ 第3項症		特別項症～ 第3項症	
介護保険被保険者証	要介護5					

また、自書が困難な人で、上の条件に当てはまり、さらに次のいずれかの条件に当てはまる場合、あらかじめ選挙管理委員会に申し出ることにより、代理記載人による投票（代筆）ができます。

確認する書類	障がい等の程度
身 体 障 害 者 手 帳	上肢または視覚の障がいの程度が1 級
戦 傷 病 者 手 帳	上肢または視覚の障がいの程度が特別項症～第2 項症



あなたの声をその一票で

第23回福島県知事選挙

投 票 日 10月25日(日)

投票時間は 午前7時から午後7時まで

※ただし、湊町、大戸町、北会津町、真宮新町、河東町の投票所は、午後6時までです。

期日前投票 10月9日(金)～10月24日(土)
不在者投票

投票時間は 午前8時30分から

※期日前投票所により、設置期間や受付時間が異なります。
詳しくは7ページをご確認ください。

○福島県知事選挙（白色の投票用紙）

※福島県知事候補者1人の氏名を記入してください。

【このお知らせに関する問い合わせ先】

会津若松市選挙管理委員会事務局

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 電話 39-1331 FAX 39-1480

投票できる人

生年月日	平成20年10月26日までに生まれた人（10月26日誕生日の人まで）
会津若松市に住んでいる人	令和8年7月7日（転入届出日）までに本市に転入した人 ※7月8日（転入届出日）以降に転入した人は本市では投票できません。 ただし、県内の他市町村から転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、 <u>前住所地の投票所での投票、または本市において不在者投票をすることができます。</u> なお、不在者投票を行う場合、手続きが必要となりますので、前住所地の選挙管理委員会へお早めにお問い合わせください。
転出した人（右の要件を全て満たすことが必要）	①本市の選挙人名簿に登録されている。又は、転出まで3ヶ月以上本市に住んでいた。 ②本市から県内の市町村に転出し、当該市町村に7月8日（転入届出日）以降に転入した。 ③投票する時点で本市から転出後4ヶ月を経過していない。 ※投票方法は本市投票所での投票、または転出先市町村での不在者投票となります。 投票には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）が必要です。なお、当該証明書がなくても、投票はできますが、住所履歴の確認に時間を要します。 【注意】 ・6月9日から6月24日までの間に転出した人で、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、転出した日から4ヶ月を経過する日までは期日前投票はできません。 （例：6月20日に転出した人は、10月9日～20日までの期日前投票のみとなります。） ・7月7日までに県内の他市町村に転入し、当該市町村の選挙人名簿に登録された人は、転出先市町村で選挙を行うこととなります。この場合上記証明書は必要ありません。
詳しくは選挙管理委員会まで、お早めにお問い合わせください。	

○会津若松市に住民票の登録がされていても、実際には市外の市区町村に居住している場合（就学等）、本市の選挙人名簿には登録されず投票ができません。

投票所入場券

各世帯へ郵送します。必ず開封し、名前、投票所、投票時間をご確認ください。

- 期日前投票開始日までに投票所入場券が届かない場合がありますが、投票所入場券がお手元にない場合でも、投票を行うことができますので、投票所係員にお申し出ください。選挙人名簿に登録されているか確認後、投票となります。
- 入場券はがきの右下からはがすと、中に入場券が印字されています。一世帯6人分まで連記となっていますので、ご自身の入場券を切り離し、投票所へご持参ください。一世帯7人以上の場合、はがきが2枚になります。
- 雨などで濡れた場合は、十分に乾かしてからはがしてください。
- 次の場合、入場券は不要となりますので、適切に処分をお願いします。
 - ・すでに投票が済んでいる。
 - ・立候補者数が定数内となり無投票となった。
- 期日前投票にお越しになる場合は、このチラシにある「宣誓書」に、ご自身の氏名、生年月日、現住所を記入し、あわせてご持参ください。

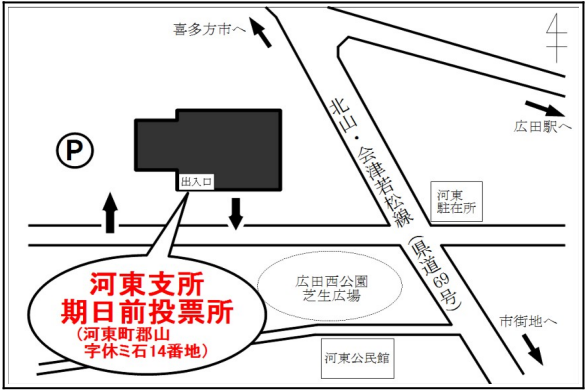
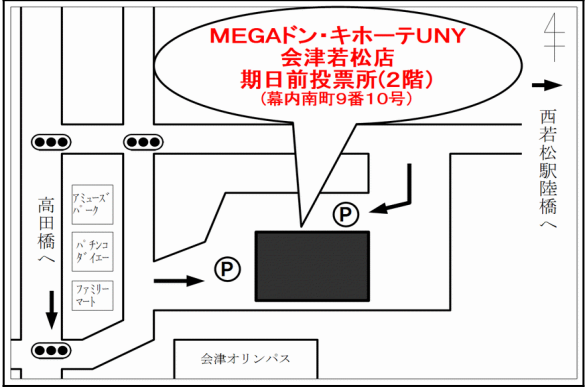
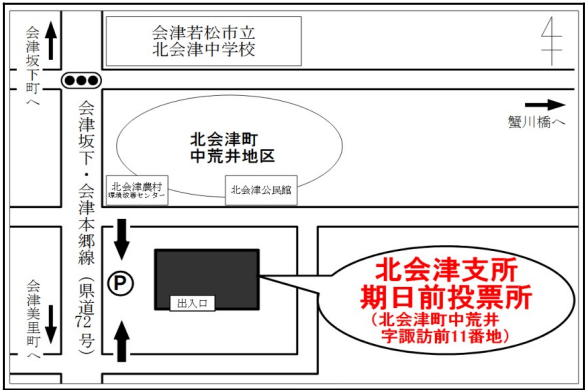
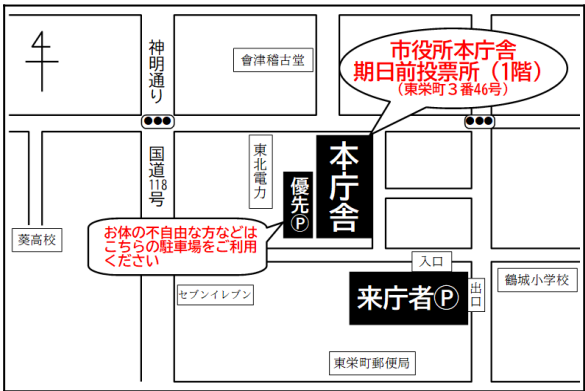
期日前投票（入場券がお手元になくても投票できます。）

投票日に投票所に行けない場合、ご自分の住所に関わらず、下記投票所で事前に投票ができます。
※入場券が届いた人（投票当日までに18歳に達する人）でも、期日前投票所にお越しの際に18歳に達していない場合は、不在者投票による投票となります。

場所（下図をご参照ください）	設置期間 ・ 受付時間
市役所本庁舎（1階 市民ホール）	10月9日(金)～10月24日(土) 午前8時30分 ～ 午後8時
北会津支所・河東支所 大戸公民館・湊公民館	10月18日(日)～10月24日(土) 午前8時30分 ～ 午後7時
MEGAドン・キホーテUNY 会津若松店	10月18日(日)～10月24日(土) 午前8時30分 ～ 午後8時

★期日前投票宣誓書★

期日前投票を利用される際は、「期日前投票宣誓書」への記載が必要となりますが、折り込みの宣誓書にあらかじめ記入してお持ちいただくと、投票にかかる時間が短く済みますので、是非ご活用ください。



市役所本庁舎期日前投票所にお車でお越しの方へ

※本庁舎西側に、体の不自由な方などのための優先駐車場（20台）があります。こちらをご利用の場合は、庁舎西側出入口が便利です。

※本庁舎南側に、来庁者駐車場（100台）があります。駐車券が発券されますので、その駐車券を投票所へお持ちのうえ、無料の手続きを受けてください。
庁舎東側出入口をご利用ください。

お体の不自由な方などは優先駐車場をご利用ください
庁舎西側出入口からお入りください

駐車場の入口は北側、出口は東側です
駐車券を持って投票所へお出でください
庁舎東側出入口よりお入りください



期日前投票所の混雑の状況

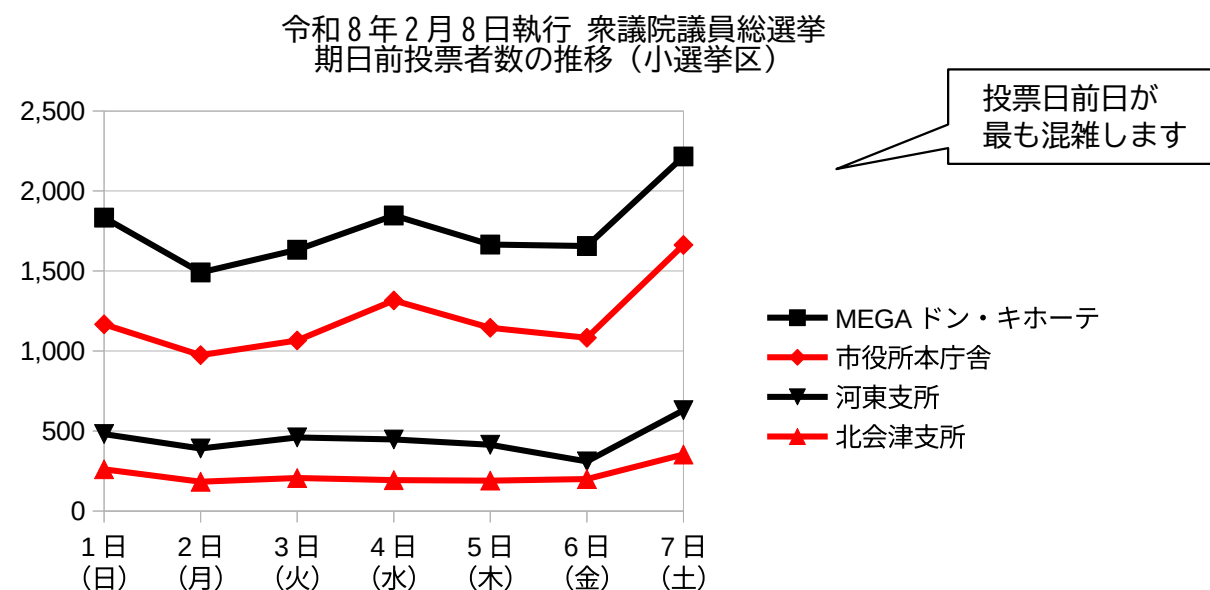
投票所の混雑状況により、投票までお待ちいただく場合がございます。
混雑を避けながら積極的に期日前投票所を利用しましょう。

【混雑が予想される期日前投票所】

・MEGAドン・キホーテUNY会津若松店 ・市役所市民ホール（本庁舎1階）

【混雑が予想される日】

・投票日に近づくにつれて混雑します。特に投票日前日の土曜日が最も混雑します。



投票日当日(10月25日)の投票

投票日当日は、投票所入場券をご持参のうえ指定された投票所までお越しください。

○投票所の場所については、投票所入場券はがきの中に地図が記載されていますので、必ずご確認ください。

○9月15日以降(届出日)に市内間で住所を移した場合、以前の住所における指定された投票所で投票いただくこととなりますのでご注意ください。

代理投票

けがや障がい、手の震えなどにより自ら投票用紙に記載できない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が選挙人に代わって投票用紙に代筆し投票の補助をします。親族など付き添いの方が代筆することはできませんのでご注意ください。

投票支援カードとコミュニケーションボード

投票所でお手伝いが必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合に、投票所の係員に必要な支援などを伝えることができる「投票支援カード」と「コミュニケーションボード」をご用意しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

選挙公報

選挙に際して候補者等の政見及び候補者写真などを掲載したものです。

公示日以降、投票日の2日前までに次の方法により配布、掲載いたします。

○新聞折り込み

○公共施設及び各金融機関の窓口、各種スーパー等に配置

○福島県選挙管理委員会ホームページに掲載（PDF版）

○直接配布・郵送

○音声版（デージー版）

※直接配布、郵送、音声版をご希望の方は選挙管理委員会までご連絡ください。

開票速報

投票日の午後9時過ぎから市ホームページにおいてご覧いただけます。

子どもと一緒に選挙に行こう

総務省が実施した調査によると、こどもの頃に親の投票に同伴した経験のある人は、ない人と比べて投票した割合が高いことが分かっています。親子連れ投票は、こどもの投票への意識の向上に繋がっています。是非一緒に投票所へ！

～子どもと投票所に入るときは、次のルールをお守りください～

- ・子どもに投票用紙への記載及び投票箱への投函をさせない
- ・投票所内で投票について相談したり、大声で騒いだりさせない
- ・同伴する選挙人から離れさせない、投票所内を歩き回ったりさせない

インターネットを使った選挙運動の注意点など

インターネットを使った選挙運動ができるようになりましたが、有権者が電子メールで選挙運動を行うことは禁止など、引き続き禁止されているものもあり、注意が必要です。詳細は市のホームページを参照してください。市のホームページでは、選挙のよくある質問も掲載しています。

ホームページ
二次元コード



